

大気汚染防止法・沖縄県生活環境保全条例(大気)

届出の手引き

(Ver2.4)

(沖縄県生活環境保全条例の一般粉じん発生施設関係抜粋)

平成 28 年 4 月

沖縄県環境部環境保全課

目 次

1. はじめに	1
2. 定 義	1
3) 粉じん	
4) 一般粉じん発生施設等	
3. 届出を要する施設	
4) 沖縄県生活環境保全条例に係る一般粉じん発生施設	2
6) 適用除外.....	3
7. 粉じん発生施設に係る規制について	4
1) 一般粉じん発生施設	4
8. 公害防止担当者について	5
11. 届出について	6
12. 計画変更等の命令等	7
13. 届出に係る事務の流れ	8
(2) 沖縄県生活環境保全条例に係る届出	8

1 はじめに

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる公害のうち大気汚染については大気汚染防止法（以下「法」という。）で規制を行っている。また本県においては沖縄県生活環境保全条例（以下「条例」という。）による規制も行っている。

法及び条例は、事業活動に伴って発生する「ばい煙」、「粉じん」、「揮発性有機化合物」の排出を規制すること等により、住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。

また、法及び条例では、ばい煙、粉じん、揮発性有機化合物を排出、又は発生する施設等の種類と規模を定めて「ばい煙発生施設（法、条例）」、「一般粉じん発生施設（法、条例）」、「特定粉じん発生施設（法）」、「特定粉じん排出等作業（法、条例）」、「揮発性有機化合物排出施設（法）」とし、それらの施設等に関する各種の届出を義務づけており、ばい煙、揮発性有機化合物の排出基準、一般粉じん等施設の構造並びに使用及び管理に関する基準、特定粉じんの飛散防止のための作業基準等が定められている。

2 定 義

3) 粉じん

「粉じん」とは、法第2条第8項及び条例第2条第1項第6号に規定する、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。「特定粉じん」とは、法第2条第9項及び条例第2条第7号に規定する、粉じんのうち石綿その他の人の健康に係る被害を発生する恐れがある物質をいい「一般粉じん」（法第2条第10項及び条例第2条第8号）とは、特定粉じん以外の粉じんをいう。

4) 一般粉じん発生施設等

工場又は事業場に設置される施設で、一般粉じんを発生させるもののうち、その施設から排出される一般粉じんが大気の汚染の原因となるものを「一般粉じん発生施設（法第2条第10項及び条例第2条第9号）」という。一般粉じん発生施設は令別表第2、規則別表第2に示す施設が該当する。

3 届出を要する施設と規制物質

4) 表 2-2 沖縄県生活環境保全条例に係る一般粉じん発生施設

(規則別表第2)

項		施設の種類	施設の規模	規制基準
沖縄県生活環境保全条例 一般粉じん発生施設	1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。	施設の構造並びに使用及び管理に関する基準
	2	鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が60センチメートル以上75センチメートル未満であるか、又はバケットの内容積が0.01立方メートル以上0.03立方メートル未満であること。	
	3	おがくず又は木材チップの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア（密閉式のものを除く。）	ベルト幅が60センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.01立方メートル以上であること。	
	4	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破砕機及び摩砕機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上75キロワット未満であること。	
	5	木材又はコンクリートの用に供する破砕機及び摩砕機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。	
	6	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。	
	7	木材又はコンクリートの用に供するふるい（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。	
	8	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する粉砕施設及びふるい		

※ 「項」は沖縄県生活環境保全条例施行規則別表第1、別表第2の項番号を示す。

①堆積場

- ※ 「鉱物」とは鉱業法第3条第1項に規定されているもののほか、ボーキサイト、岩塩等の外国産の鉱物、コークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイド等を含む。
- ※ 堆積場が区画されている場合であっても連続しているものは一施設とする。二種類以上の鉱物または土石が区画して堆積される場合であっても連続しているものは一施設とする。
- ※ 「岩石」とは、採石法第2条に規定されているものをいう。
- ※ 「土石」とは、「鉱物」又は「岩石」以外のものをいい、コンクリートがら等を含む。
- ※ 建設現場などで長期にわたって使用する「堆積場」は原則として届出対象となる。

②破砕機等

- ※ 密閉構造とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、あるいは挿入口、排出口に続き施設の担当部分がカバーされているものが該当する。
- ※ ベルトコンベアの場合は、ホッパー、破砕機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベア単基の集合を全体として一施設とする。

6) 適用除外（法第 27 条第 1 項）

- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気工作物、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物又は鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 13 条第 1 項の経済産業省令で定める施設であるばい煙発生施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設又は特定粉じん発生施設（以下「ばい煙発生施設等」という。）において発生し、又は飛散するばい煙、特定物質、揮発性有機化合物、一般粉じん又は特定粉じん（以下「ばい煙等」という。）を排出し、又は飛散させる者については、各々の法律に基づき届出を行うこととなる（大気汚染防止法の届出の対象外）。

7 粉じん発生施設に係る規制について

1) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設に係る規制は、一般粉じん施設の構造並びに使用及び管理の基準として定められており表 9-1(法律)、表 9-2(条例)に示すとおりである。

表 9-2 条例による一般粉じん発生施設の構造等に関する基準 (条例規則 17 条、規則別表第 7)

項	施設名	構造等基準
1	別表第 2 の 1 の項に掲げる堆積場	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	別表第 2 の 2 及び 3 の項に掲げるベルトコンベア及びバケットコンベア	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石、セメント、おがくず又は木材チップを運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部又は積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に次号又は第 4 号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	別表第 2 の 4 から 8 までの項に掲げる破碎機、摩砕機、ふるい及び粉碎施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーで覆われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

8 公害防止担当者について（沖縄県生活環境保全条例のみ）

一定の規模以上のばい煙発生施設、一般粉じん発生施設等（以下「ばい煙発生施設等」という。）を設置している者は、当該施設を設置している工場又は事業場に係る公害防止に関する業務を担当する者（公害防止担当者）を選任しなければならない。ただし、常時使用する従業員の数が20人以下の小規模事業者はその限りではない。（条例第50条、条例施行規則第31条）

対象となる工場又は事業場

製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の用に供する工場又は事業場

（条例施行規則第29条）

対象となる施設（大気関係施設）

別表第1に掲げるばい煙発生施設（ただし、当該ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計が毎時5,000立方メートル未満のものを除く。）

別表第2に掲げる一般粉じん発生施設

（条例施行規則第29条）

公害防止に関する業務（大気関係の業務）

- | |
|--|
| ① ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の点検の実施状況の確認に関すること。 |
| ② ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度の測定及び記録に関すること。 |
| ③ ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の操作仕様書等による適正な施設の操作及び適切な作業の履行確保に関すること。 |
| ④ ばい煙発生施設等及びばい煙処理施設の点検及び補修に関すること。 |
| ⑤ 燃料又は原材料を使用する施設にあつては、使用する燃料又は原材料の検査に関すること。 |
| ⑥ 測定機器の点検及び補修の状況確認に関すること。 |
| ⑦ ばい煙発生施設に係る事故時における応急の措置の指示及び実施状況の確認に関すること。 |

（条例第50条、条例施行規則第32条）

工場等設置者は、公害防止担当者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者（代理人）を選任しなければならない。（条例第51条）

1.1 届出について

届出は、その施設の規模等によって大気汚染防止法に該当する場合は法律の様式を用い、県生活環境保全条例に該当する場合は条例の様式で届出する。

表 10

	届出の種類	届出の期限	届出の様式	添付書類	提出先
一般粉じん発生施設	設置の届出	(法律・条例) 設置前	(法律) 一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書	1. 一般粉じん施設の構造概要図(カタログ等) 2. 一般粉じん飛散防止のための装置構造概要図 3. 事業場内の施設及び建物配置図 4. 付近の見取図及び所在地を示す縮尺5万分の1の地形図 5. 一般粉じんの発生、処理に係る操業の系統の概要	(法律) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。
	経過措置に伴う届出	(法律・条例) 届出を要する施設となった日から30日以内	(条例) 一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書		
	構造等変更の届出	(法律・条例) 変更前			(条例) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。

	届出の種類	届出の期限	届出の様式	添付書類	提出先
ばい煙・一般粉じん・VOC共通	氏名・名称・住所・所在地変更の届出	(法律・条例) 変更の日から30日以内	(法律)氏名等変更届出書 (条例)氏名等変更届出書		(法律) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。
	使用廃止の届出	(法律・条例) 廃止の日から30日以内	(法律)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)使用廃止届出書 (条例)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、汚水等排出施設)使用廃止届出書		
	承継の届出	(法律・条例) 承継のあった日から30日以内	(法律)ばい煙発生施設(一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設)承継届出書 (条例)承継届出書		(条例) 管轄保健所に正本に写しを1部添えて提出。
条例	公害防止担当者(代理者)選任(死亡、解任)の届出	(条例) 選任(死亡、解任)した日から30日以内	(条例) 公害防止担当者(代理者)(選任、死亡、解任)届出書		

1.2 計画変更等の命令等

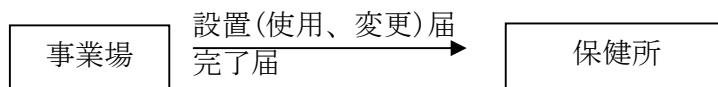
表 11

		勸告・命令の基準	勸告・命令の内容	罰則
発生施設	一般粉じん 基準適合命令	施設が構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しないと認められる場合。	施設の構造並びに使用及び管理に関する基準に従うべきこと、又は施設の使用の一時停止。	法律：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 条例：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

1.3 届出に係る事務の流れ

(2) 沖縄県生活環境保全条例に係る届出

②一般粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業の実施及び特定粉じん排出等作業等完了届出関係



①と同じく、設置（使用、変更）届出、完了届出は、正本及びその写しの2部、提出する必要があります。

また、二以上の一般粉じん発生施設は、①のばい煙発生施設等と同じく①のどちらにもあてはまる場合、その種類ごとに1つの届出書で届出ができます。

一般粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業の実施及び特定粉じん排出等作業等完了届出の場合は、受理書の発行はありません。